現行	改正後 <mark>(案)</mark>
二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例施行規則	二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例施行規則
(趣旨)	(趣旨)
第一条 この規則は、二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例 (令和四年群馬県条例第四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な 事項を定めるものとする。	第一条 この規則は、二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例 (令和四年群馬県条例第四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な 事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例に よる。	第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例に よる。
2 この規則において「年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までをい う。	2 この規則において「年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。
	自然災害による死者ゼロ
(気候変動適応計画等の公表)	(気候変動適応計画等の公表)
第三条 条例第八条第二項の規定による気候変動適応計画の公表並びに同条第	第三条 条例第八条第二項の規定による気候変動適応計画の公表並びに同条第
三項に規定する気候変動適応計画に基づく措置及び施策の実施の状況の公表	三項に規定する気候変動適応計画に基づく措置及び施策の実施の状況の公表
は、次に掲げる方法によるものとする。	は、次に掲げる方法によるものとする。
一 県庁において閲覧に供する方法	一 県庁において閲覧に供する方法
二 インターネットを利用して閲覧に供する方法	二 インターネットを利用して閲覧に供する方法
三 その他知事が適当と認める方法	三 その他知事が適当と認める方法
温室効果ガス排出量ゼロ及び災害時の停電ゼロ 	温室効果ガス排出量ゼロ及び災害時の停電ゼロ
(地球温暖化対策実行計画等の公表)	(地球温暖化対策実行計画等の公表)
第四条 条例第十五条第三項の規定による地球温暖化対策実行計画の公表並び	第四条 条例第十五条第三項の規定による地球温暖化対策実行計画の公表並び
に同条第四項の規定による同計画に基づく措置及び施策の実施の状況の公表	に同条第四項の規定による同計画に基づく措置及び施策の実施の状況の公表
については、第三条の規定を準用する。	については、第三条の規定を準用する。
(特定排出事業者)	(特定排出事業者)
第五条 条例第二十条第一項の規則で定める者は、次の各号に掲げる要件のい	第五条 条例第二十条第一項の規則で定める者は、次の各号に掲げる要件のい
ずれかに該出すて来りすて	ずれかに該当する老とする

- ずれかに該当する者とする。
- 一 県内の事業活動に係る前年度に使用した燃料並びに他人から供給された 熱及び電気の量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規 則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)第四条各項に規定する方法によ り原油の数量に換算した量を合算したものが千五百キロリットル以上である 者であること。この場合において、エネルギーの使用の合理化等に関する法 律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。)第十八条第 一項に規定する連鎖化事業を行う者(以下この号において「連鎖化事業者」 という。)については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る県 内に所在するすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活 動とみなす。
- 二 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第二項に規定する 自動車運送事業を業とする者であって、その保有する事業用自動車(同条第 八項に規定する事業用自動車(使用の本拠の位置を県内に登録している車両 に限る。)をいう。以下同じ。)の前年度の末日における総数が次に掲げる 要件のいずれかに該当するものであること。
- イ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第一項に規 定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車(被けん引車(自動車のう ち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるもの をいう。以下この条において同じ。)及び二輪のものを除く。)の台数が百 台以上であること。
- ロ 道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業(同号ハ に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)の用に供する自動車の台 数が百台以上であること。
- ハ 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の 用に供する自動車の台数が百台以上であること。
- 三 前号に規定する事業以外の事業を業とする者であって、事業用自動車以 外の自動車(使用の本拠の位置を県内に登録している車両であって、貨物の

一 県内の事業活動に係る前年度に使用した燃料並びに他人から供給された 熱及び電気の量をそれぞれエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規 則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)第四条各項に規定する方法によ り原油の数量に換算した量を合算したものが千五百キロリットル以上である 者であること。この場合において、エネルギーの使用の合理化等に関する法 律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。)第十八条第 一項に規定する連鎖化事業を行う者(以下この号において「連鎖化事業者」 という。)については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る県 内に所在するすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活 動とみなす。

ずれかに該当する者とする。

- 二 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第二項に規定する 自動車運送事業を業とする者であって、その保有する事業用自動車(同条第 八項に規定する事業用自動車(使用の本拠の位置を県内に登録している車両 に限る。)をいう。以下同じ。)の前年度の末日における総数が次に掲げる 要件のいずれかに該当するものであること。
- イ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第一項に規 定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車(被けん引車(自動車のう ち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるもの をいう。以下この条において同じ。)及び二輪のものを除く。)の台数が百 台以上であること。
- ロ 道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業(同号ハ に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。) の用に供する自動車の台 数が百台以上であること。
- ハ 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の 用に供する自動車の台数が百台以上であること。
- 三 前号に規定する事業以外の事業を業とする者であって、事業用自動車以 外の自動車(使用の本拠の位置を県内に登録している車両であって、貨物の

	31 - 14 (th)
現行	改正後 <mark>(案)</mark>
輸送の用に供する自動車(被けん引車及び二輪のものを除く。)に限る。)	輸送の用に供する自動車(被けん引車及び二輪のものを除く。)に限る。)
の前年度の末日における総数が百台以上であるものであること。	の前年度の末日における総数が百台以上であるものであること。
四 県内の事業活動に係る前年度の温室効果ガスの排出の量が地球温暖化対策	四 県内の事業活動に係る前年度の温室効果ガスの排出の量が地球温暖化対策
の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第百四十三号)第五条第十号か	の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第百四十三号)第五条第十号か
ら第十六号までに掲げる要件のいずれかに該当する者であって、四月一日に	ら第十六号までに掲げる要件のいずれかに該当する者であって、四月一日に
おいて常時雇用する従業員(期間を定めず、若しくは一月を超える期間を定	おいて常時雇用する従業員(期間を定めず、若しくは一月を超える期間を定
めて雇用されている者又は日々若しくは一月以内の期間を限って雇用されて	■ めて雇用されている者又は日々若しくは一月以内の期間を限って雇用されて
	おり、前二月の各月において十八日以上雇用された者をいう。以下同じ。)
おり、前二月の各月において十八日以上雇用された者をいう。以下同じ。)	
の数が二十一人以上であるものであること。 	の数が二十一人以上であるものであること。
(排出量削減計画の作成等)	 (排出量削減計画の作成等)
第六条 条例第二十条第一項及び第二十一条に規定する排出量削減計画は、排	第六条 条例第二十条第一項及び第二十一条に規定する排出量削減計画は、排
出量削減計画を提出する日の属する年度を計画期間として作成し、当該年度	出量削減計画を提出する日の属する年度を計画期間として作成し、当該年度
の七月三十一日までに提出するものとする。	の七月三十一日までに提出するものとする。
2 条例第二十条第一項第九号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とす	2 条例第二十条第一項第九号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とす
る。	る。
一 温室効果ガスの排出の量の削減を図るため実施しようとする措置の実施	- 温室効果ガスの排出の量の削減を図るため実施しようとする措置の実施
期間	期間
二 その他知事が必要と認める事項	二 その他知事が必要と認める事項
	(提出を要しない軽微な変更)
第七条 条例第二十条第二項(条例第二十一条第二項において準用する場合を	第七条 条例第二十条第二項(条例第二十一条第二項において準用する場合を
含む。)の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。	
一 事業の変更により見込まれる温室効果ガスの量の増減の割合が十パーセ	一 事業の変更により見込まれる温室効果ガスの量の増減の割合が十パーセ
ントを超えない場合における当該変更	ントを超えない場合における当該変更
二 計画期間内において、事業の変更により第五条各号に規定する要件に満	二 計画期間内において、事業の変更により第五条各号に規定する要件に満
たないこととなった場合で、当該計画期間の末日までその状態が継続すると	たないこととなった場合で、当該計画期間の末日までその状態が継続すると
	知事が認めるときにおける当該変更
知事が認めるときにおける当該変更	
三 その他知事が軽微な変更と認めるもの	三 その他知事が軽微な変更と認めるもの
(変更後の排出量削減計画の提出)	(変更後の排出量削減計画の提出)
第八条 条例第二十条第二項(条例第二十一条第二項において準用する場合を	第八条 条例第二十条第二項(条例第二十一条第二項において準用する場合を
含む。)の規定による変更後の排出量削減計画の提出は、変更の事実があっ	含む。)の規定による変更後の排出量削減計画の提出は、変更の事実があっ
た日から三十日以内に行うものとする。 	た日から三十日以内に行うものとする。 
(排出量削減計画の実施報告)	(排出量削減計画の実施報告)
第九条 条例第二十三条の規定による計画期間中の温室効果ガスの排出の量及	第九条 条例第二十三条の規定による計画期間中の温室効果ガスの排出の量及
び排出量削減計画に基づく措置の実施の状況の報告は、排出量削減計画を提	
- 1 ( ) 14には 里 日中の 声 1 田中の 大夫 ノ ヽ 1日 目 ソノ 夫 カルソノれ ノルソノ 和 ロ パ よ こ 14には 里 日中の 正 1 田中の 1 年	び排出量削減計画に基づく措置の実施の状況の報告は、排出量削減計画を提
	び排出量削減計画に基づく措置の実施の状況の報告は、排出量削減計画を提出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うかのとする
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。	び排出量削減計画に基づく措置の実施の状況の報告は、排出量削減計画を提 出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。 (排出量削減計画等の公表)	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。 (排出量削減計画等の公表)
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。 (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。 (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。 (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。 (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。 (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。 (環境マネジメントシステム)	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。 (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。 (環境マネジメントシステム)
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表)  第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム)  第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。 (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。 (環境マネジメントシステム)	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。 (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。 (環境マネジメントシステム)
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表)  第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム)  第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表)  第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム)  第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  一 ISO一四〇〇一
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一  ニ エコアクション二一	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一  ニ エコアクション二一
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表)  第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム)  第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一  ニ エコアクション二一  三 環境GS認定制度	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表)  第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム)  第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一  ニ エコアクション二一  三 環境GS認定制度
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一  ニ エコアクション二一	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表)  第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム)  第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一  ニ エコアクション二一
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表)  第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム)  第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一  ニ エコアクション二一  三 環境GS認定制度	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一 二 エコアクション二一 三 環境GS認定制度 四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表)  第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム)  第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一  ニ エコアクション二一  三 環境GS認定制度	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表)  第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム)  第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一  ニ エコアクション二一  三 環境GS認定制度
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一 二 エコアクション二一 三 環境GS認定制度 四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの  (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等)	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一 二 エコアクション二一 三 環境GS認定制度 四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの  (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等)
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一 二 エコアクションニー 三 環境GS認定制度 四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの  (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等) 第十二条 条例第二十七条の規則で定める改築は、既存建築物の一部又は全部	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一  ニ エコアクションニー  三 環境GS認定制度 四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの  (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等) 第十二条 条例第二十七条の規則で定める改築は、既存建築物の一部又は全部
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一 二 エコアクションニー 三 環境GS認定制度 四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの  (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等) 第十二条 条例第二十七条の規則で定める改築は、既存建築物の一部又は全部を除去したのちに、用途、規模及び構造が大きく異ならない建築物の建築と	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一  ニ エコアクションニー  三 環境GS認定制度 四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの  (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等) 第十二条 条例第二十七条の規則で定める改築は、既存建築物の一部又は全部を除去したのちに、用途、規模及び構造が大きく異ならない建築物の建築と
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一 二 エコアクションニー 三 環境GS認定制度 四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの  (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等) 第十二条 条例第二十七条の規則で定める改築は、既存建築物の一部又は全部	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一  ニ エコアクションニー  三 環境GS認定制度 四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの  (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等) 第十二条 条例第二十七条の規則で定める改築は、既存建築物の一部又は全部
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一 二 エコアクションニー 三 環境GS認定制度 四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの  (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等) 第十二条 条例第二十七条の規則で定める改築は、既存建築物の一部又は全部を除去したのちに、用途、規模及び構造が大きく異ならない建築物の建築と	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一  ニ エコアクションニー  三 環境GS認定制度 四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの  (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等) 第十二条 条例第二十七条の規則で定める改築は、既存建築物の一部又は全部を除去したのちに、用途、規模及び構造が大きく異ならない建築物の建築と
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  一 ISO一四〇〇一 二 エコアクションニー 三 環境GS認定制度 四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの  (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等) 第十二条 条例第二十七条の規則で定める改築は、既存建築物の一部又は全部を除去したのちに、用途、規模及び構造が大きく異ならない建築物の建築とする。	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  — ISO一四〇〇一  二 エコアクションニー  三 環境GS認定制度  四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの  (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等) 第十二条 条例第二十七条の規則で定める改築は、既存建築物の一部又は全部を除去したのちに、用途、規模及び構造が大きく異ならない建築物の建築とする。
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  — ISO一四〇〇一  二 エコアクションニー  三 環境GS認定制度  四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの  (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等) 第十二条 条例第二十七条の規則で定める改築は、既存建築物の一部又は全部を除去したのちに、用途、規模及び構造が大きく異ならない建築物の建築とする。	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  - ISO一四〇〇一  ニ エコアクションニー  三 環境GS認定制度 四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの  (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等) 第十二条 条例第二十七条の規則で定める改築は、既存建築物の一部又は全部を除去したのちに、用途、規模及び構造が大きく異ならない建築物の建築とする。
出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表)  第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム)  第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  — ISO一四〇〇一  二 エコアクションニー  三 環境GS認定制度  四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの  (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等)  第十二条 条例第二十七条の規則で定める改築は、既存建築物の一部又は全部を除去したのちに、用途、規模及び構造が大きく異ならない建築物の建築とする。	出した年度の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。  (排出量削減計画等の公表) 第十条 条例第二十四条の規定による排出量削減計画等の公表については、第三条の規定を準用する。  (環境マネジメントシステム) 第十一条 条例第二十五条に定める環境マネジメントシステムは、次に掲げる環境マネジメントシステムとする。  — ISO一四〇〇一  二 エコアクションニー  三 環境GS認定制度  四 その他地球温暖化対策の自主的かつ継続的な推進に資するもの  (建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等) 第十二条 条例第二十七条の規則で定める改築は、既存建築物の一部又は全部を除去したのちに、用途、規模及び構造が大きく異ならない建築物の建築とする。

現行	改正後 <mark>(案</mark> )
	部分に限る。)の合計が二千平方メートル以上の建築物とする。
(新設)	2 条例第二十八条第一項に規定する特定建築物排出量削減計画は、当該特定建
	築物の新築、増築又は改築に係る工事着手予定日の二十一日前までに提出す
(新設)	3 条例第二十八条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とす
	る。
	二 その他知事が別に定める事項
<b></b>	
	(提出を要しない軽微な変更)
(新設)	第十四条 条例第二十八条第二項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる要
	件の全てに該当する変更とする。
	一 条例第二十八条第一項第一号及び第四号に掲げる事項を変更しないもの
	であること。
	<del>このもの。                                      </del>
	三 特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の値が変化しないものであ
	ること。
(MESIL)	(亦再後の株字建築権・世山
(新設)	(変更後の特定建築物排出量削減計画の提出)
(新設)	第十五条 条例第二十八条第二項の規定による変更後の特定建築物排出量削減
	計画の提出は、変更の事実があった日から三十日以内に行うものとする。
(新設) 	(特定建築物排出量削減計画の実施報告)
(新設)	第十六条 条例第二十九条の規定による特定建築物排出量削減計画に定める特
	定建築物(条例第二十八条第二項の規定により変更後の特定建築物排出量削
	減計画を提出した特定建築主にあっては、当該変更後の特定建築物排出量削
	減計画に定める特定建築物)に係る工事の完了の報告は、当該工事の完了後
	十五日以内に行うものとする。
(新設)	(特定建築物排出量削減計画等の公表)
(新設)	第十七条 条例第三十条の規定による特定建築物排出量削減計画等の公表につ
	<u>いては、第三条の規定を準用する。</u>
(自動車環境性能の表示方法)	(自動車環境性能の表示方法)
第十三条 条例第三十五条第一項の規定による表示は、次に掲げるいずれかの	第十八条 条例第三十五条第一項の規定による表示は、次に掲げるいずれかの
方法により行うものとする。	方法により行うものとする。
一 書面を掲示する方法	一 書面を掲示する方法
二 掲示板に表示する方法	二 掲示板に表示する方法
三 その他知事が適当と認める方法	三 その他知事が適当と認める方法
(自動車環境性能)	(自動車環境性能)
第十四条 条例第三十五条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とす	第 <u>十九</u> 条 条例第三十五条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とす
る。	る。
一 温室効果ガスの排出の量	一 温室効果ガスの排出の量
二 燃料消費率	二 燃料消費率
三 その他知事が必要と認める事項	三 その他知事が必要と認める事項
(アイドリングストップの特例)	(アイドリングストップの特例)
第十五条 条例第三十六条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合と	第二十条 条例第三十六条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合と
する。	する。
一 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第七条の規定により信号機の	一 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第七条の規定により信号機の
表示する信号等に従って自動車を停止する場合その他同法の規定に基づき自	表示する信号等に従って自動車を停止する場合その他同法の規定に基づき自
動車を停止する場合	動車を停止する場合
二 交通の混雑その他の交通の状況により自動車を停止する場合	二 交通の混雑その他の交通の状況により自動車を停止する場合
三 人の乗降のために自動車を停車する場合	三 人の乗降のために自動車を停車する場合
四 自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置(自動車	四 自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置(自動車
の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。)の動力と	の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。)の動力と
して使用する場合	して使用する場合
五 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第十三条	五 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第十三条
第一項各号に掲げる自動車が当該緊急用務に使用されている場	第一項各号に掲げる自動車が当該緊急用務に使用されている場
	1 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22

	改正後(案)
	合
六 その他やむを得ないと認められる場合	六 その他やむを得ないと認められる場合
(駐車場の規模)	(駐車場の規模)
第十六条 条例第三十七条の規則で定める規模以上の駐車場は、自動車の駐車	第二十一条 条例第三十七条の規則で定める規模以上の駐車場は、自動車の駐
の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上の駐車場とする。	車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上の駐車場とする。
(自動車環境計画の提出事業者)	(自動車環境計画の提出事業者)
第十七条 条例第三十八条第一項の規則で定める台数以上の自動車を保有する	第二十二条 条例第三十八条第一項の規則で定める台数以上の自動車を保有す
者は、その保有する自動車(使用の本拠の位置を県内に登録している自動車	
に限り、第五条第二号及び第三号に規定する自動車を除く。)の前年度の末	車に限り、第五条第二号及び第三号に規定する自動車を除く。)の前年度の
日における総数が百台以上である者とする。	末日における総数が百台以上である者とする。
(自動車環境計画の作成等)	(自動車環境計画の作成等)
第十八条 条例第三十八条第一項及び第三十九条第一項に規定する自動車環境	第二十三条 条例第三十八条第一項及び第三十九条第一項に規定する自動車環
計画は、自動車環境計画を提出する日の属する年度を計画期間として作成	境計画は、自動車環境計画を提出する日の属する年度を計画期間として作成
し、当該年度の七月三十一日までに提出するものとする。	し、当該年度の七月三十一日までに提出するものとする。
2 自動車環境計画に定める事項は、次に掲げる事項とする。	2 自動車環境計画に定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主た	一 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主た
る事業所の所在地)	る事業所の所在地)
二 主たる事業の業種	二 主たる事業の業種
三 自動車の保有台数	三 自動車の保有台数
四 計画の推進に係る体制	四計画の推進に係る体制
五 自動車の使用に関する温室効果ガスの排出の量の削減のために実施する	五 自動車の使用に関する温室効果ガスの排出の量の削減のために実施する
措置	措置
六 その他知事が必要と認める事項 	六 その他知事が必要と認める事項
	(提出を要しない軽微な変更)
第十九条 条例第三十八条第二項(条例第三十九条第二項において準用する場	
合を含む。)の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。	場合を含む。)の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
一 計画期間内において、事業の変更により第二十二条に規定する要件に満	一 計画期間内において、事業の変更により第二十二条に規定する要件に満
たないこととなった場合で、当該計画期間の末日までその状態が継続する	たないこととなった場合で、当該計画期間の末日までその状態が継続する
と知事が認めるときにおける当該変更	と知事が認めるときにおける当該変更
二 その他知事が軽微な変更と認めるもの	二 その他知事が軽微な変更と認めるもの
(変更後の自動車環境計画の提出)	(変更後の自動車環境計画の提出)
第二十条 条例第三十八条第二項(条例第三十九条第二項において準用する場	第二十五条 条例第三十八条第二項(条例第三十九条第二項において準用する
合を含む。)の規定による変更後の自動車環境計画の提出は、変更の事実が	場合を含む。)の規定による変更後の自動車環境計画の提出は、変更の事実
あった日から三十日以内に行うものとする。	があった日から三十日以内に行うものとする。
	/_ &
(自動車環境計画の実施報告)	(自動車環境計画の実施報告)
第二十一条条例第四十条の規定による自動車環境計画に基づく措置の実施の	第二十六条 条例第四十条の規定による自動車環境計画に基づく措置の実施の
状況の報告は、自動車環境計画を提出した年度の翌年度の七月三十一日まで	
に行うものとする。 	に行うものとする。
(自動車環境計画等の公表)	(自動車環境計画等の公表)
第二十二条 条例第四十一条の規定による自動車環境計画等の公表について	第二十七条 条例第四十一条の規定による自動車環境計画等の公表について
は、第三条の規定を準用する。	は、第三条の規定を準用する。
(自動車通勤環境配慮計画の提出事業者)	(自動車通勤環境配慮計画の提出事業者)
第二十三条 条例第四十三条第一項の規則で定める者は、県内に所在する事業	第二十八条 条例第四十三条第一項の規則で定める者は、県内に所在する事業
所において常時雇用する従業員の四月一日における総数が千人以上である者	所において常時雇用する従業員の四月一日における総数が千人以上である者
とする。	とする。
/ 占孔士 Z忠神 医ゴルミ エッル ユ M \	/ 卢利士又共而该司卡马丁。 // //
(自動車通勤環境配慮計画の作成等)	(自動車通勤環境配慮計画の作成等)
男 <u>一十四</u> 条 条例界四十二条男一頃及び男四十四条男一頃に規定する目動単通 勤環境配慮計画は、自動車通勤環境配慮計画を提出する日の属する年度を計	第二十九条 条例第四十三条第一項及び第四十四条第一項に規定する自動車通 勤環境配慮計画は、自動車通勤環境配慮計画を提出する日の属する年度を計
週期間として作成し、当該年度の七月二十一日までに提出するものとする。   2 自動車通勤環境配慮計画に定める事項は、次に掲げる事項とする。	
2   日期単週期環境配慮計画に定める事項は、次に掲りる事項とする。   一 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主た	2 日
・	

現行	改正後(案)
	る事業所の所在地)
二 主たる事業の業種	二 主たる事業の業種
三 常時雇用する従業員の数及び自動車通勤を行う者の数	三 常時雇用する従業員の数及び自動車通勤を行う者の数
四計画の推進に係る体制	四 計画の推進に係る体制
五 自動車通勤に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のために実施す	五 自動車通勤に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のために実施す
る措置	る措置
六 その他知事が必要と認める事項 	六 その他知事が必要と認める事項 
(提出を要しない軽微な変更)	(提出を要しない軽微な変更)
第二十五条 条例第四十三条第二項(条例第四十四条第二項において準用する	第三十条 条例第四十三条第二項(条例第四十四条第二項において準用する場
場合を含む。)の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。	合を含む。)の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
一 計画期間内において、事業の変更により第二十八条に規定する要件に満	一 計画期間内において、事業の変更により第二十八条に規定する要件に満
たないこととなった場合で、当該計画期間の末日までその状態が継続す	たないこととなった場合で、当該計画期間の末日までその状態が継続す
ると知事が認めるときにおける当該変更	ると知事が認めるときにおける当該変更
二 その他知事が軽微な変更と認めるもの	二 その他知事が軽微な変更と認めるもの
(変更後の自動車通勤環境配慮計画の提出)	(変更後の自動車通勤環境配慮計画の提出)
第二十六条 条例第四十三条第二項(条例第四十四条第二項において準用する	第三十一条 条例第四十三条第二項(条例第四十四条第二項において準用する
場合を含む。)の規定による変更後の自動車通勤環境配慮計画の提出は、変	場合を含む。)の規定による変更後の自動車通勤環境配慮計画の提出は、変
更の事実があった日から三十日以内に行うものとする。	更の事実があった日から三十日以内に行うものとする。
(自動車通勤環境配慮計画の実施報告)	(自動車通勤環境配慮計画の実施報告)
第二十七条 条例第四十五条の規定による自動車通勤環境配慮計画に基づく措	第三十二条 条例第四十五条の規定による自動車通勤環境配慮計画に基づく措
置の実施の状況の報告は、自動車通勤環境配慮計画を提出した年度の翌年度 置の実施の状況の報告は、自動車通勤環境配慮計画を提出した年度の翌年度	置の実施の状況の報告は、自動車通勤環境配慮計画を提出した年度の翌年度
の七月三十一日までに行うものとする。	の七月三十一日までに行うものとする。
(自動車通勤環境配慮計画等の公表)	
第二十八条 条例第四十六条の規定による自動車通勤環境配慮計画等の公表に	第三十三条 条例第四十六条の規定による自動車通勤環境配慮計画等の公表に
ついては、第三条の規定を準用する。	ついては、第三条の規定を準用する。
第二十九条 条例第四十八条第一項の規則で定める電気機器等は、次に掲げる	
電気機器等とする。	電気機器等とする。
<ul><li>一 エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行</li></ul>	
令(昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「省エネ法施行令」という。)	令(昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「省エネ法施行令」という。)
第十八条第二号に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け型の	
ものをいう。以下同じ。)	ものをいう。以下同じ。)
二 照明器具(省エネ法施行令第十八条第三号に掲げる照明器具をいう。た	
だし、卓上スタンド用蛍光灯器具を除く。以下同じ。)	だし、卓上スタンド用蛍光灯器具を除く。以下同じ。)
三 テレビジョン受信機(省エネ法施行令第十八条第四号に掲げるテレビジ	三 テレビジョン受信機(省エネ法施行令第十八条第四号に掲げるテレビジ
ョン受信機をいう。以下同じ。)	ョン受信機をいう。以下同じ。)
四電気冷蔵庫(省エネ法施行令第十八条第十号に掲げる電気冷蔵庫をい	四 電気冷蔵庫(省エネ法施行令第十八条第十号に掲げる電気冷蔵庫をい
う。以下同じ。)	う。以下同じ。)
五 電気冷凍庫(省エネ法施行令第十八条第十一号に掲げる電気冷凍庫をい	
う。以下同じ。)	う。以下同じ。)
一 プ。ペートで。/ 六 ガス温水機器(省エネ法施行令第十八条第十四号に掲げるガス温水機器	
をいう。以下同じ。)	をいう。以下同じ。)
七 石油温水機器(省エネ法施行令第十八条第十五号に掲げる石油温水機器	
をいう。以下同じ。)	と 行価温水機器 (省本水仏池17 17 3 1 7 大米第十五万に刊りる行価温水機器 をいう。以下同じ。)
八電気便座(省エネ法施行令第十八条第十六号に掲げる電気便座をいう。	八 電気便座(省エネ法施行令第十八条第十六号に掲げる電気便座をいう。
以下同じ。)	以下同じ。)
カードで。/ 九 電気温水機器(省エネ法施行令第十八条第二十六号に掲げる電気温水機	カードン。/ 九 電気温水機器(省エネ法施行令第十八条第二十六号に掲げる電気温水機
器をいう。以下同じ。)	器をいう。以下同じ。)
(特定電気機器等販売事業者)	(特定電気機器等販売事業者)
第三十条 条例第四十八条第一項の規則で定める規模以上の店舗は、電気機器	第 <u>三十五</u> 条 条例第四十八条第一項の規則で定める規模以上の店舗は、電気機
等の販売の用に供する部分の床面積が一千平方メートル以上である店舗とす	器等の販売の用に供する部分の床面積が一千平方メートル以上である店舗と
る。	する。
(省エネルギー性能の算定方法等)	(省エネルギー性能の算定方法等)

197二	3h 工後 (安)
現行	改正後(案)
第三十一条 条例第四十八条第一項の規則で定める方法は、省エネ法第百四十	第 <u>三十六</u> 条 条例第四十八条第一項の規則で定める方法は、省エネ法第百四十
七条第一号イに規定する経済産業省令で定める方法とする。	七条第一号イに規定する経済産業省令で定める方法とする。
	2 条例第四十八条第一項の規定による表示は、次の各号に掲げる特定電気機
器等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものにより行うものとする。	器等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものにより行うものとする。
一 エアコンディショナー エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その	一 エアコンディショナー エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その
他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につ	他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につ
き協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置 (平成十八年経済産	き協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置 (平成十八年経済産
業省告示第二百五十八号。以下「経済産業省告示」という。) ――二(4)の	業省告示第二百五十八号。以下「経済産業省告示」という。) 一一二(4)の
別添一に定める様式	別添一に定める様式
二 照明器具 経済産業省告示二―二(4)の別添二――に定める様式	二 照明器具 経済産業省告示二―二(4)の別添二――に定める様式
三 テレビジョン受信機 経済産業省告示三一二(4)の別添三――に定める様	三 テレビジョン受信機 経済産業省告示三―二(4)の別添三――に定める様
式	式
四 電気冷蔵庫 経済産業省告示七一二(4)の別添四――に定める様式	四 電気冷蔵庫 経済産業省告示七一二(4)の別添四一一に定める様式
五 電気冷凍庫 経済産業省告示八―二(4)の別添五――に定める様式	五 電気冷凍庫 経済産業省告示八一二(4)の別添五――に定める様式
六 ガス温水機器 経済産業省告示十一―二(4)の別添六に定める様式	六 ガス温水機器 経済産業省告示十一—二(4)の別添六に定める様式
- 七 石油温水機器 経済産業省告示十二—二(4)の別添七に定める様式	七 石油温水機器 経済産業省告示十二―二(4)の別添七に定める様式
八 電気便座 経済産業省告示十三一二(4)の別添八一一に定める様式	八 電気便座 経済産業省告示十三一二(4)の別添八――に定める様式
九 電気温水機器 経済産業省告示十九―二(4)の別添九に定める様式	九 電気温水機器 経済産業省告示十九一二(4)の別添九に定める様式
(新規)	(特定建築物への再生可能エネルギー設備の導入等)
(新規)	第三十七条 条例第五十九条第一項の規則で定める場合は、次の各号のいずれ
	かに該当する場合とする。
	ー 一 建築面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築後の建築
	面積)が百五十平方メートル未満の場合
	<u>二 その他知事が別に定める場合</u>
(新規)	2 条例第五十九条第一項の規則で定める基準は、特定建築物に導入すべき再
	生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気の量を、それぞれ知事が別に
	合計が、一年当たり六十メガジュールに当該特定建築物の床面積(増築又は
	改築の場合にあっては、増築又は改築に係る部分に限る。)の合計の平方メ
	ートルで表した数値を乗じて得た量以上であることとする。
(新設)	(特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画の作成等)
(新設)	第三十八条 条例第六十条第一項に規定する特定建築物再生可能エネルギー設
	備等導入計画は、知事が別に定める書類を添付して、当該特定建築物の新
	築、増築又は改築に係る工事着手予定日の二十一日前までに提出するものと
	する。
(新設)	2 条例第六十条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とす
(WI BX)	
	<u>る。</u>
	一 第三十七条第二項の規定により算出した特定建築物に導入すべき再生可
	能エネルギー設備から得られる熱及び電気の量
	二 その他知事が別に定める事項
(立仁三八)	/担山お亜)も)、赵卿を亦重〉
<del>(新設)</del>	<u>(提出を要しない軽微な変更)</u> 
(新設)	第三十九条 条例第六十条第二項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる要
	件の全てに該当する変更とする。
	二 特定建築物の床面積を変更しないものであること。
	三 特定建築物に導入する再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気
	の量を変更しないものであること。
	四 再生可能エネルギー設備等の種類を変更しないものであること。
(br = 11.)	(本五体 。此六7年版以上五月一年以上)。 ) 。 18 年
(新設)	<u>(変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画等の提出)</u>
(新設)	第四十条 条例第六十条第二項の規定による変更後の特定建築物再生可能エネ
	ルギー設備等導入計画の提出は、知事が別に定める書類を添付して、変更の
	事実があった日から三十日以内に行うものとする。
<u></u>	- 100 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
(1078)	
(新設)	<u>(特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画の実施報告)</u>

現行	改正後(案)
(新設)	第四十一条 条例第六十一条の規定による特定建築物再生可能エネルギー設備
(WILLS)	等導入計画に定める特定建築物(条例第六十条第二項の規定により変更後の
	特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画を提出した特定建築主にあっ
	ては、当該変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に定める
	特定建築物)に係る工事の完了の報告は、当該工事の完了後十五日以内に行
	うものとする。
(新設)	(特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画等の公表)
(新設)	第四十二条 条例第六十二条に規定する特定建築物再生可能エネルギー設備等
	導入計画等の公表については、第三条の規定を準用する。
(新設)	(特定建築物の設計者による再生可能エネルギー設備等の導入に係る説明)
(新設)	第四十三条 条例第六十三条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項と
	する。
	- 再生可能エネルギー設備等の導入による環境負荷の低減への効果
	二 当該建築物に導入することができる再生可能エネルギー設備の種別
	三 いずれかの再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気の最大量
	四 その他知事が別に定める事項
(新設)	 (説明を要しない旨の意思表明)
(新設)	第四十四条条例第六十三条第二項の意思の表明は、特定建築物の設計者に次
(का तर)	に掲げる事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録(電子的方
	式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作
	られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい
	う。)を提出することによって行うものとする。
	一意思の表明の年月日
	三特定建築物の所在地
	四 設計者の氏名、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその登
	録番号
	五条例六十三条第一項の規定による説明を要しない旨
	六 その他知事が別に定める事項
(新設)	(設計者による説明記録の保存期間)
(新設)	第四十五条 条例第六十三条第三項の規則で定める期間は、条例第六十条第一
	項の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画に定める特定建築物(同
	条第二項の規定により変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計
	画を提出した特定建築主にあっては、当該変更後の特定建築物再生可能エネ
	ルギー設備等導入計画に定める特定建築物)に係る工事が完了した日(第三
	十七条第一項各号に該当する場合にあっては、条例第六十三条第一項の規定
	による説明をした日)から起算して三年とする。
(再生可能エネルギー導入計画の作成等)	(再生可能エネルギー導入計画の作成等)
第三十二条 条例第六十六条第一項及び第六十七条第一項に規定する再生可能	第 <mark>四十六</mark> 条 条例第六十六条第一項及び第六十七条第一項に規定する再生可能
エネルギー導入計画は、再生可能エネルギー導入計画を提出する日の属する	エネルギー導入計画は、再生可能エネルギー導入計画を提出する日の属する
年度を計画期間として作成し、当該年度の七月三十一日までに提出するもの	年度を計画期間として作成し、当該年度の七月三十一日までに提出するもの
とする。	とする。
2 条例第六十六条第一項第九号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とす	2 条例第六十六条第一項第九号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とす
る。	る。
一 再生可能エネルギーの導入促進を図るため実施しようとする措置の実施	一 再生可能エネルギーの導入促進を図るため実施しようとする措置の実施
期間	期間
二 その他知事が必要と認める事項	二 その他知事が必要と認める事項
(提出を要しない軽微な変更)	(提出を要しない軽微な変更)
第三十三条 条例第六十六条第二項(第六十七条第二項において準用する場合	第四十七条 条例第六十六条第二項(第六十七条第二項において準用する場合
を含む。)の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。	を含む。)の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
一 事業の変更により見込まれる再生可能エネルギーの導入量が減少しない	一 事業の変更により見込まれる再生可能エネルギーの導入量が減少しない
場合における当該変更	場合における当該変更
	!
二 計画期間内において、事業の変更により第五条各号に規定する要件に満	二 計画期間内において、事業の変更により第五条各号に規定する要件に満

現行	改正後(案)
	ると知事が認めるときにおける当該変更
三 その他知事が軽微な変更と認めるもの	三 その他知事が軽微な変更と認めるもの
第三十四条 条例第六十六条第二項(第六十七条第二項において準用する場合	第四十八条 条例第六十六条第二項(第六十七条第二項において準用する場合
を含む。)の規定による変更後の再生可能エネルギー導入計画の提出は、変	を含む。)の規定による変更後の再生可能エネルギー導入計画の提出は、変
更の事実があった日から三十日以内に行うものとする。	更の事実があった日から三十日以内に行うものとする。
 (再生可能エネルギー導入計画等の実施報告)	
	第四十九条 条例第六十九条の規定による再生可能エネルギー導入計画に基づ
第三十五条 条例第八十九条の規定による再生可能エネルギー等人計画に基づ く措置の実施の状況の報告は、再生可能エネルギー導入計画を提出した年度	
	く措置の実施の状況の報告は、再生可能エネルギー導入計画を提出した年度の程度のトリニナーロまでに行うすのトナス
の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。 	の翌年度の七月三十一日までに行うものとする。 
(再生可能エネルギー導入計画等の公表)	(再生可能エネルギー導入計画等の公表)
第三十六条 条例第七十条の規定による再生可能エネルギー導入計画等の公表	
については、第三条の規定を準用する。 	ついては、第三条の規定を準用する。 
食品ロスゼロ	食品ロスゼロ
(食品ロス削減推進計画の公表)	(食品ロス削減推進計画等の公表)
第三十七条 条例第七十五条第二項の規定による食品ロス削減推進計画の公表	第五十一条 条例第七十五条第二項の規定による食品ロス削減推進計画の公表
については、第三条の規定を準用する。	並びに同条第三項に規定する食品ロス削減推進計画に基づく措置及び施策の
	<u>実施の状況の公表</u> については、第三条の規定を準用する。
(食品ロス削減推進計画に基づく措置等の公表)	(削除)
第三十八条 条例第七十五条第三項に規定する食品ロス削減推進計画に基づく	(削除)
措置及び施策の実施の状況の公表については、第三条の規定を準用する。	
—————————————————————————————————————	
(身分証明書)	(身分証明書)
第三十九条 条例第八十四条第二項の職員の身分を示す証明書の様式は、環境	第五十二条 条例第八十四条第二項の職員の身分を示す証明書の様式は、環境
省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示	省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示
す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年環境省令第二号)別記様式の	す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年環境省令第二号)別記様式の
例による。	例による。
第四十条 条例第八十六条第一項の規定による勧告に係る公表は、次に掲げる	第五十三条 条例第八十六条第一項の規定による勧告に係る公表は、次に掲げ
事項を群馬県報に登載するとともに、インターネットを利用して閲覧に供す	る事項を群馬県報に登載するとともに、インターネットを利用して閲覧に供
る方法とする。	する方法とする。
- 公表に係る者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及	一 公表に係る者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及
び主たる事業所の所在地)	び主たる事業所の所在地)
二 勧告の内容	二 勧告の内容
三 勧告に従わなかったこと。	三 勧告に従わなかったこと。
	(委任)
	第五十四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項
第二十二条 この税別に定めるもののはか、この税別の施刊に関し必要な事項 は、知事が別に定める。	第 <u>二十四</u> 朱 この規則に定めるもののはか、この規則の爬行に関し必要な事項 は、知事が別に定める。
10. 14.1.4 M1-10.2 0.0	100 VH 110 W11-VC V W 0
 附 則	
(施行期日)	(施行期日)
(旭11朔日)   1 この規則は、公布の日から施行する。	(旭11期日)   1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)	(経過措置)
(経過信息)   2 令和四年度における排出量削減計画の提出に係る第六条第一項の規定の適	(程旭信息)   2 令和四年度における排出量削減計画の提出に係る第六条第一項の規定の適
2	2   令和四年度におりる排出重削減計画の提出に係る第八条第一項の規定の適用については、同項中「七月三十一日」とあるのは、「九月三十日」とす
る。 2 今和四年度における自動車環接計画の提出に係る第十八条第一項の担定の	る。 2 今和四年度における自動車環接計画の提出に係る第二十二条第一項の規定
3 令和四年度における自動車環境計画の提出に係る第十八条第一項の規定の	3 令和四年度における自動車環境計画の提出に係る第二十三条第一項の規定
適用については、同項中「七月三十一日」とあるのは、「九月三十日」と	の適用については、同項中「七月三十一日」とあるのは、「九月三十日」
する。	とする。
4 令和四年度における自動車通勤環境配慮計画の提出に係る第二十四条第一	
項の規定の適用については、同項中「七月三十一日」とあるのは、「九月	項の規定の適用については、同項中「七月三十一日」とあるのは、「九月
三十日」とする。	三十日」とする。
5 令和四年度における再生可能エネルギー導入計画の提出に係る第三十二条	

現行	改正後(案)
第一項の規定の適用については、同項中「七月三十一日」とあるのは、 「九月三十日」とする。(群馬県地球温暖化防止条例施行規則の廃止) 6 群馬県地球温暖化防止条例施行規則(平成二十二年群馬県規則第一号)	第一項の規定の適用については、同項中「七月三十一日」とあるのは、 「九月三十日」とする。(群馬県地球温暖化防止条例施行規則の廃止) 6 群馬県地球温暖化防止条例施行規則(平成二十二年群馬県規則第一号)
は、廃止する。	は、廃止する。
<u>(追加)</u>	附 則(令和四年○月○日規則○号) この規則は、令和四年十月一日から施行する。
(追加)	附 則(令和四年〇月〇日規則〇号) この規則は、令和五年四月一日から施行する。